⑵　中国地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成25・26年度「鋼橋上部工事」の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

かつ、中国地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成25・26年度「鋼橋上部工事」に係る一般競争参加資格の申請を平成25年１月31日までに行っていること。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑸　平成９年度以降に元請けとして完成・引き渡しが完了した、次の同種工事の施工実績を有すること。

同種工事とは、下記の㋐～㋒の要件を満たす工事とする。

㋐　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）であること。

㋑　橋梁形式が鈑桁橋を除く鋼橋であること。

ただし、鋼床版鈑桁橋（「鋼・コンクリート合成床版」又は「Ｉ形鋼格子床版」を含む）は施工実績としてよい。

㋒　最大支間長が30m以上であること。

ただし、上記㋐～㋒は同一工事であること。

共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上であること。ただし、乙型ＪＶ（異工種ＪＶ）の同種工事の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。

協業組合及び企業組合にあっては当該組合施工の場合に限る。

経常ＪＶにあっては、全ての構成員が同種工事の施工実績を有すること。

なお、当該実績が国土交通省（旧建設省及び北海道開発庁を含む）及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（いずれも港湾空港関係を除く。）の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書に記載されている工事成績評定点（以下「評定点」という。）が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

⑹　「橋梁上部工の品質・耐久性向上に関する施工計画」が適正であること。

⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

なお、工場製作と現地での架設作業に配置する技術者は同一でなくてよい。

１）１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、主任技術者の場合は、下記に示す資格を有する者でなければならない。

ア）「建設業法第７条第２号イ、ロ又はハ」に示す資格を有する者。（建設業法施行規則第７条の三及び国土交通省告示1424号（平成17年12月16日）参照）

２）現場での架設作業に配置する秘術者は、平成９年度以降に元請けとして完成・引き渡しが完了した、上記⑸の同種工事の現場（架設）経験を有する者であること。

共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上であること。ただし、乙型ＪＶ（異工種ＪＶ）の同種工事の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。

協業組合及び企業組合にあっては当該組合施工の場合に限る。

経常ＪＶにあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

３）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑻　競争参加資格確認申請書（競争参加資格確認のための添付資料を含む。以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札の日までの期間に、中国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　本工事に係る設計業務等の受注者（受注者が設計共同体の場合は各構成員をいう。以下同じ。）、又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある又は特別な提携関係等がある建設業者でないこと。

⑽　入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。

３　総合評価に関する事項

⑴　本工事の総合評価は以下のとおり実施する。

㋐　一次審査における審査評価点の算出においては、下記Ⅰ一次審査１）～２）の項目について、評価点を評価基準に従って与え、審査評価点を算出する。（最大得点30点）

㋑　二次審査における加算点の算出においては、下記Ⅱ二次審査１）～２）の項目について、評価点を評価基準に従って与え、加算点を算出する。（最大得点70点）

Ⅰ　一次審査

以下の項目１）～２）における審査評価点の合計の上位10者までを選抜する。ただし、10番目の審査評価点合計が同一の者が複数いる場合は、その者全ての者を含む。

また、国内実績の無い外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、中国地方整備局総合評価審査委員会において審査の上、２⑸の同種工事の施工実績として妥当と判断された場合、選抜者に加える。

１）企業の施工実績（審査評価点）

①　申請書に記載された同種工事が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（いずれも港湾空港関係を除く。）発注工事で、平成16年度以降に完成した、道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）の鋼連続少数鈑桁橋（少数鈑桁橋とは床版支間長が４ｍを超える橋梁とする。）で支間長が45m以上の工事について評価する。

②　申請書に記載された同種工事が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（いずれも港湾空港関係を除く。）発注工事で、平成16年度以降に完成した工事の工事成績評定点について評価する。

２）配置予定技術者の能力（審査評価点）

①　申請書に記載された同種工事が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（いずれも港湾空港関係を除く。）発注工事で、平成16年度以降に完成した、道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）の鋼連続少数鈑桁橋（少数鈑桁橋とは床版支間長が４ｍを超える橋梁とする。）で支間長が45m以上の工事について評価する。

なお、従事役職が現場代理人又は担当技術者の場合は、主任（監理）技術者の審査評価点の１／２とする。

②　申請書に記載された同種工事が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（いずれも港湾空港関係を除く。）発注工事で、平成16年度以降に完成した工事の工事成績評定点について評価する。

なお、従事役職が現場代理人又は担当技術者の場合は、主任（監理）技術者の工事成績評定点における審査評価点の１／２とする。

Ⅱ　二次審査（選抜された者）

一次審査で選抜された者で、下記４⑶２）の期間内に技術提案（具体的な施工計画）及び標準案における技術的所見（施工計画）を提出した者を対象に実施。

本工事の総合評価における評価項目及び評価の着目点は、次のとおりとする。（最大得点70.0点）

以下、技術提案（具体的な施工計画）とは、標準案と一部又は全て異なる施工方法で施工することをいい、標準案とは、入札説明書（添付図面等を含む。）の設計図面及び仕様等に示した施工方法にしたがって施工することをいう。